

## 地域内バイオマス利活用定着サポート事業アドバイザー派遣実施要領

### (事業の目的)

第1条 バイオマスの利活用は、農山漁村の活性化、地球温暖化防止、循環型社会の形成といった社会課題の解決に寄与することが期待されている。こうした背景のもと、地域団体等による持続可能なバイオマス利活用の推進に向けて、地域内の気運を高め、関係者の意識をそろえ、取り組みを定着させることを目指す。

### (事業の内容)

第2条 新たなバイオマス利活用の取組・地域主導型の利活用体制の構築及び他地域への波及による利用拡大を行う事業実施主体に対し、専門的な立場から指導・助言等を行うアドバイザーを事業実施主体の要望に基づき派遣する。派遣に関して必要な事項は、別記に定めるところとする。

### (事業実施主体)

第3条 有志や関係者等と連携し、地域内に賦存するバイオマスの利活用を通じて地域課題の解決を目指す兵庫県内の地域組織（代表者及び組織の運営等を定めた規約等を有しているに限る。）とする。

2 対象とする取組は、地域内のバイオマスを活用したマテリアルリサイクルに資する取組とする。

### (派遣手続き)

第4条 バイオマス活用支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の派遣を希望する事業実施主体は、原則として派遣日の1カ月前までに「地域内バイオマス利活用定着サポート事業に係るアドバイザー派遣申請書（様式第1号）」を兵庫県農林水産部流通戦略課長（以下「課長」という。）に提出するものとする。

2 課長は、申請書の内容が適当と認められる場合は、バイオマスの利活用に関する専門的知見や豊富な経験を有する者のうち、課題の解決に資する知見を有するアドバイザーを選定する。ただし、事業実施主体が特定のアドバイザーの派遣を希望する場合、指定理由等を確認の上、協議して選定するものとする。

3 課長は、「地域内バイオマス利活用定着サポート事業に係るバイオマス活用支援アドバイザー派遣依頼書（様式第2号）」により、派遣の決定をアドバイザーに通知する。また、事業実施主体に対し、「地域内バイオマス利活用定着サポート事業に係るアドバイザー派遣決定通知書（様式第3号）」を送付する。

4 派遣決定を受けた事業実施主体は、アドバイザーと具体的な指導・助言内容等について調整を行う。

### (派遣への同行)

第5条 課長は、事業実施主体にアドバイザーの派遣を実施する場合は、必要に応じて県の職員を同行させるものとする。

(報告)

第6条 事業実施毎の活動結果について、事業実施主体は「地域内バイオマス利活用定着サポート事業に係るアドバイザー派遣受入報告書(様式第4号)(以下「派遣受入報告書」という。)」により、アドバイザーは「地域内バイオマス利活用定着サポート事業に係るアドバイザー業務実施報告書(様式第5号)(以下「業務実施報告書」という。)」により、それぞれ2週間以内に課長に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 本事業の対象経費は別記に定めるところとする。

2 課長は、派遣受入報告書及び業務実施報告書を確認のうえ、相当と認められる場合は、アドバイザーに対し謝金及び旅費を支給する。

3 第4の規定に基づく手続きを経ていない指導・助言にかかる経費や、別記に規定のない経費は、本事業の対象外とする。

(守秘義務)

第8条 アドバイザーは、指導により知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。

2 課長は、アドバイザーに対して前項を遵守させるため、事業実施主体の求めに応じて、誓約書の提出など、秘密保持の措置を取らせることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、課長が別に定める。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。